

志摩市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、志摩市消防団員等公務災害補償条例の所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

非常勤消防団員等が公務により死亡、負傷、もしくは疾病にかかった場合や、障害の状態になった場合には、その原因である事故が発生した日又は診断により、それらが確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じ定める補償基礎額の金額が改正されます。

(1) 第5条第2項第1号 別表関係

【改正後の別表 補償基礎額表】

( ) は現行の補償金額

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)円	14,170 (13,700)円	15,000 (14,500)円
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)円	12,500 (12,100)円	13,340 (12,900)円
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)円	10,840 (10,500)円	11,670 (11,300)円

(2) 第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。

(3) 第5条第3項関係

【改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額】

基準政令第2条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出 をしないが、 事実上婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む)	22歳に達する 日以後の最初 の3月31日 までの間にあ る子	22歳に達する 日以後の最初 の3月31日 までの間にあ る孫	60歳以上の父 母及び祖父母	22歳に達する 日以後の最初 の3月31日 までの間にあ る弟妹	重度心身 障害者
令和7年度	加算額 (日額)	100円	383円	217円			
令和8年度	加算額 (日額)	廃止	433円	217円			

3. 改正による効果等

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行うことで、消防団員福利厚生に繋がります。

志摩市消防団員等公務災害補償条例(平成16年志摩市条例第220号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計の</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計の</p>

みちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円に、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>

みちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号まで

    のいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>

分団長及び副分 団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び 団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

分団長及び副分 団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及び 団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。